

第 56 回原状回復対策協議会 (3 月 16 日開催) について

平成 25 年 3 月 16 日に開催された第 56 回原状回復対策協議会で、次のことが話し合われました。

平成 25 年度事業計画(案)について

1 廃棄物の運搬・処分

平成 24 年度までに廃棄物の掘削選別が完了し現場内建屋等にストックしてある残り約 9,000 t について、平成 25 年度夏頃までに運搬し処分を完了することとしています。

2 汚染土壌対策

県ではこれまで土壌汚染が見られる全 8 地区について、浄化対策工を実施し、N 地区以外の 7 地区では浄化が完了しています。N 地区については、冬期間のため休止していた揚水処理を再開し、浄化を図ることとしています。

3 地下水汚染対策

現場内の 1,4-ジオキサンによる地下水汚染については、揚水井戸及び水処理設備を新設し、積極的な揚水処理を行う等により、浄化を図ることとしています(右図)。

4 岩手・青森県境部遮水工

県では、岩手・青森県境部の岩手県側に位置する A 地区のモニタリング井戸において、1,4-ジオキサンが検出されていることから、青森県側へ拡散しないよう、拡散防止対策として、鋼矢板による遮水工を実施することとしています。



図:新設処理施設
(上:施設全体、下:促進酸化装置)

特定廃棄物に起因する支障除去に係る実施計画の変更について

平成 24 年 8 月 22 日「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、同日施行されました。この法律により、県境産廃などの不法投棄事案に対する支援措置の期限が、当初の平成 24 年度末から平成 34 年度末まで 10 年間延長されました。

岩手県では、今回の法改正を受け、現場の廃棄物の処分並びに 1,4-ジオキサンの汚染拡散防止及び浄化対策などを進めるため、特定支障除去事業等の実施期間を 5 年間延長するよう原状回復事業の計画を見直し、国と協議していたところでしたが、平成 25 年 3 月 26 日付けで計画の変更について同意がなされました。

第 57 回原状回復対策協議会を次のとおり開催する予定です。

どなたでもご自由に傍聴できます。

日時 平成 25 年 5 月 25 日(土) 午後 2 時 10 分から

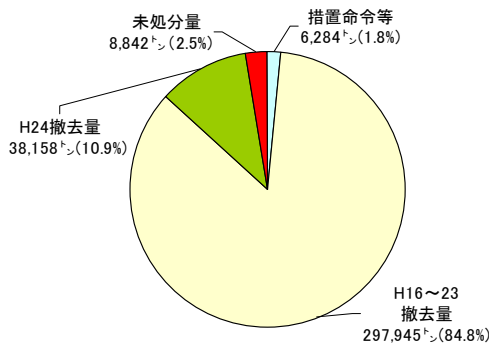
場所 二戸地区合同庁舎 1 階 大会議室(二戸市石切所字荷渡 6-3)

廃棄物の撤去状況について(平成 25 年 3 月末現在)

表:平成 24 年度の月別撤去量

	撤去量(トン)
24 年 4~12 月	28,551
25 年 1 月	3,552
2 月	3,680
3 月	2,375
計	38,158

平成 24 年度撤去目標 38,000 トン



※撤去量については、小数点以下の端数処理をしているため、割合の合計が 100%にならない場合があります。

左図に岩手県側廃棄物の撤去状況を示します。

3 月末までに、岩手県側廃棄物推計量約 351,000 トンのうち、342,389 トン(約 97.4%)を撤去しました。

図:岩手県側廃棄物の撤去状況